

令和5年 7月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和5年7月21日 午後2時 日光市役所本庁舎大会議室

| | | | | | |
|--------|-----|------------|------------|------------|-----------|
| 出席農業委員 | 11名 | 1番 川村 耕一 | 2番 手塚 幸子 | 3番 高橋 和子 | 4番 福田 絹江 |
| | | 5番 斎藤 敏夫 | 6番 加藤 英利 | 7番 神山 隆治 | 8番 増渕 勝 |
| | | 9番 高橋 久美子 | 10番 小池 毅 | 11番 渡邊 悦子 | |
| 欠席農業委員 | なし | | | | |
| 出席推進委員 | 20名 | 12番 柏木 武 | 13番 福田 富美男 | 14番 大島 一比古 | 15番 富田 順子 |
| | | 16番 福田 正明 | 17番 神山 守 | 18番 村上 隆 | 19番 酒主 学 |
| | | 20番 星野 由起夫 | 21番 西巻 光次 | 22番 福田 浩一 | 23番 柴田 洋一 |
| | | 24番 吉原 浩之 | 25番 福田 重勝 | 26番 福田 隆夫 | 27番 大島 昭吾 |
| | | 28番 阿久津 文枝 | 29番 大貫 宣秀 | 30番 佐藤 修一 | 31番 小倉 政一 |
| 欠席推進委員 | なし | | | | |
| 傍聴人 | なし | | | | |

| | | |
|-----|--------|---|
| 第1 | — | 議事録署名人の指名 |
| 第2 | — | 会期の決定 |
| 第3 | 報告第16号 | 農地法第4条の規定による許可書の交付について |
| 第4 | 報告第17号 | 農地法第5条の規定による許可書の交付について |
| 第5 | 報告第18号 | 農地法第18条（通知）について |
| 第6 | 議案第47号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 第7 | 議案第48号 | 日光農業振興地域整備計画の用途区分変更について |
| 第8 | 議案第49号 | 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更について |
| 第9 | 議案第50号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 第10 | 議案第51号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 第11 | 議案第52号 | 非農地証明願について |
| 第12 | 議案第53号 | 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について |
| 第13 | 議案第54号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について |

小又一美事務局長

それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいりますので、よろしくお願いたします。
 本日の出席委員は、農業委員11名中11名であります。
 農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。
 推進委員につきましては、20名中20名の出席であります。
 また、本日の傍聴人は、いらっしゃいません。

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>福田 絹江 議長</p> <p>小又一美 事務局長</p> | <p>ただ今から、令和5年7月 日光市農業委員会総会を開会いたします。 本日の議事日程について、事務局長に朗読させます。 (議事日程を朗読)</p> |
| <p>福田 絹江 議長</p> | <p>日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、議長において指名をいたしたいと思っております。2番 手塚幸子委員、3番 高橋和子委員を指名いたします。</p> |
| <p>福田 絹江 議長</p> | <p>日程第2「会期の決定」を行います。 本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。 (「異議なし。」との声あり。) ご異議なしと認めます。 よって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決めます。 それでは、議事に入ります。 なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど、簡潔に説明をお願いします。</p> |
| <p>福田 絹江 議長</p> | <p>日程第3、報告第16号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (鯉沼慶主査挙手)</p> |
| <p>鯉沼 慶主 査</p> | <p>はい、鯉沼主査。 総会資料1ページをお開き下さい。 報告第16号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。 先月の4条申請は1件ございました。許可書につきましても1件交付いたしました。申請人、土地の所在等は総会資料のとおりです。 総会審議日は令和5年6月20日。許可日および指令番号につきましては、令和5年6月20日、日農委指令第4-2号で許可書を発行しております。 以上でございます。 報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし。」との声あり) それでは、次に移ります。</p> |
| <p>福田 絹江 議長</p> | <p>日程第4、報告第17号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (鯉沼慶主査挙手)</p> |
| <p>鯉沼 慶主 査</p> | <p>はい、鯉沼主査。 総会資料2～3ページをお開き下さい。 報告第17号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。 先月の5条申請は5件ございました。許可書につきましても5件交付いたしました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は総会資料のとおりです。 総会審議日は令和5年6月20日。許可日および指令番号につきましては、令和5年6月20日、日農委指令第5-14号から18号で許可書を発行しております。</p> |

福田 絹江 議長 以上でございます。
 報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。
 (「なし。」との声あり)
 それでは、次に移ります。

福田 絹江 議長 日程第5、報告第18号「農地法第18条(通知)について」を議題
 とし、事務局の説明を求めます。
 (永吉和彦副主幹挙手)
 はい、永吉副主幹。

永吉和彦副主幹 報告第18号 農地法第18条(通知)について、ご説明いたします。
 総会資料は、4ページとなります。
 本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報
 告となります。貸人・借人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は
 通知のとおりです。件数は1件で、市農業公社扱いの解約となります。
 以上ご報告いたします。

福田 絹江 議長 報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。
 (「なし。」との声あり)
 それでは、次に移ります。

福田 絹江 議長 日程第6、議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請につい
 て」を議題といたします。
 今月の現地調査は遊休農地対策部会が担当しております。加藤部会長
 から全体説明をお願いします。
 (加藤英利農業委員挙手)
 はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員 今月は遊休農地対策部会が実施いたしました。2班体制で現地調査を
 行いました。
 第1班、加藤、村上委員、小倉委員、福田会長、事務局2名が同行い
 たしました。第2班、手塚副部会長、柏木委員、大島委員、事務局2名
 が同行しました。
 5ページ、農地法第3条は、1番大島委員、2番を大島委員、3番小
 倉委員、4番村上委員、5番小倉委員、6番小倉委員が担当します。
 7ページ、用途区分変更は加藤が担当します。
 10ページ、農地法第5条は、1番村上委員、2番村上委員、3番柏
 木委員、4番柏木委員が担当します。
 12ページ、非農地証明願は1番柏木委員、2番手塚副部会長、3番
 大島委員、4番事務局、5番柏木委員が担当します。
 各委員が申請について、ご説明しますのでご審議のほどよろしくお願
 いします。
 以上です。

福田 絹江 議長 ありがとうございます。
 それでは、番号1番、2番については、関連がありますので、担当委
 員の一括報告を求めます。
 (大島一比古推進委員挙手)
 はい、大島委員。

大島一比古推進委員 わたしは議案第47号の1番を担当いたしました。
 総会資料は5ページです。
 本申請は、日光市七里地内における交換による3条申請です。

譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。

位置図による説明です。

申請地は、七里地内、野口小学校から南西360メートルに位置した場所です。

案内図による説明です。

国道119号線を西へ進み、野口小学校を過ぎたら左折し、460メートルほど進み、左折して60メートルのところに申請地があります。

公図による説明です。申請地は1筆で、登記簿地目は畑、田、現況は畑となっております。利用権はありません。

現地は短い草が生えていて、一部果実が植えてあります。ほぼ平地ですぐに農地に戻せる状態です。

譲受人は耕作農地を適切に管理しており、夫婦2人で田畑を耕作しております。現状は田畑のうち田を8割耕作しています。申請地は譲受人自宅の近くであり、営農耕作用の器具は耕運機が1台、草刈り機1台を所有しています。40年の農作経験があり、交換後はキュウリ他野菜を中心に作付を行う予定です。

以上のことにより、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えられます。

このことよって、ご審議よろしくお願いいたします
以上です。

大島一比古推進委員

続きまして、関連性のある2番を説明します。1番との交換です。

わたしは議案第47号の2番を担当いたしました。

総会資料は5ページです。

本申請は、日光市七里地内における交換による3条申請です。

譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。

位置図による説明です。申請地は、七里地内、野口小学校から南西440メートルに位置した場所です。

案内図による説明です。国道119号線を西へ進み、野口小学校を過ぎたら左折し、500メートルほど進んだところに申請地があります。先ほどの1番と接近した場所にあります。

公図による説明です。申請地は1筆で、登記簿地目、現況ともに畑となっております。長方形で周囲は畑です。利用権設定はありません。

現在も譲受人が耕作しており、多様な作物を耕作し、維持管理しています。害獣除けのネットが張ってあります。譲受人は田畑を所有しており、畑7割、田3割で耕作しています。営農耕作用の器具は耕運機が1台、草刈り機3台で、交換後も野菜中心の作付を予定しております。

農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えられます。

このことよって、ご審議よろしくお願いいたします
以上です。

福田絹江議長

ありがとうございました。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。

(手塚幸子副部長挙手)

はい、手塚副部長。

手塚幸子農業委員

所有権移転による申請です。変更妥当と思われまので、ご審議お願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

| | |
|----------------------|--|
| 小池毅農業委員 大島一比古推進委員 | <p>ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。</p> <p>(「なし。」との声あり。)</p> <p>交換の事由を教えていただきたい。</p> <p>譲渡人、譲受人とも当地区の接近した場所にあり、親しい関係かつ畑と畑の交換で作物も同じ内容で作付けする関係で交換となったようです。</p> |
| 福田絹江議長 | <p>他に、何か質問があれば、お受けします。</p> <p>(「なし。」の声あり)</p> |
| 福田絹江議長 | <p>それでは質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。</p> |
| 福田絹江議長 | <p>続きまして、関連しました番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、番号2番は、原案のとおり許可することに決しました。</p> |
| 福田絹江議長 | <p>続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。</p> <p>(小倉政一推進委員挙手)</p> |
| 小倉政一推進委員 | <p>はい、小倉委員。</p> <p>総会資料5ページをお開きください。わたくしは議案第47号の3番を担当しました。本申請は、日光市瀬川地内における贈与による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。</p> <p>位置図による説明。申請地は、瀬川地内、栃木県今市発電管理事務所の南に約20メートルに位置した場所です。</p> <p>案内図による説明。</p> <p>栃木県今市発電管理事務所手前を南に40メートル進み、左折して70メートルの所に申請地があります。</p> <p>公図による説明。</p> <p>申請地は3筆で、登記簿地目は田・畑、現況は田・畑となっております。</p> <p>譲受人は耕作農地を適切に管理しており、家族3人で、トマト、ナス、トウモロコシ、大豆、カボチャを作付けしていました。</p> <p>申請地は譲受人自宅、耕作地の近くであり、権利取得後にはジャガイモ、ニンジン、長ネギの作付を行う予定です。農機具はコンバイン、乾燥機、耕運機、自走式草刈りを持っています。</p> <p>農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えられます。</p> <p>このことよって、ご審議よろしくお願いたします以上です。</p> |
| 福田絹江議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、現地調査後の検討・協議の結果について報告願います。</p> <p>(加藤英利農業委員挙手)</p> |

| | |
|----------|--|
| 加藤英利農業委員 | はい、加藤部会長。 贈与による3条申請です。説明のとおり一部分に野菜が何種類か作ってありました。 部会では許可相当と判断しましたので、ご審議のほど、よろしく願います。 |
| 福田絹江議長 | 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 |
| 福田絹江議長 | (「なし。」との声あり) それでは、採決に移ります。 番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 |
| 福田絹江議長 | (全員挙手) 挙手全員であります。 番号3番について、原案のとおり許可することに決しました。 |
| 福田絹江議長 | 続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。 (村上隆推進委員挙手) |
| 村上隆推進委員 | はい、村上委員。 わたしは、議案第47号の4番を担当しました。本申請は、日光市瀬尾地内における贈与による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。譲渡人と譲受人は親子の関係にあります。 位置図による説明。申請地は、瀬尾地内、瀬尾交差点から北東へ260メートルから480メートルに位置した場所です。 案内図による説明。瀬尾交差点を東へ260メートル進んだ左手に3筆、そこから北へ165メートル進んだ右手に2筆、そこからさらに165メートル進んだ右手に1筆申請地があります。 公図による説明。申請地は6筆で、登記簿地目・現況ともに田と畑となっております。草刈りがしてあり、きれいな状態でした。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく願います。 |
| 福田絹江議長 | ありがとうございました。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について報告願います。 (加藤英利部会長挙手) |
| 加藤英利農業委員 | はい、加藤部会長。 贈与による3条申請です。3か所ほどの場所です。 部会では許可相当と判断しましたので、ご審議のほど、よろしく願います。 |
| 福田絹江議長 | ただいま、報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 |
| 福田絹江議長 | (「なし。」との声あり) それでは、採決に移ります。 番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 |
| 福田絹江議長 | (全員挙手) 挙手全員であります。 番号4番について、原案のとおり許可することに決しました。 |

福田 絹江 議長

続きまして、番号5番について、担当委員の報告を求めます。

(小倉政一委員挙手)

小倉政一推進委員

はい、小倉委員。

総会資料6ページです。わたくしは議案第47号の5番を担当しました。

本申請は、日光市日向地内における売買による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。

位置図による説明。申請地は、日向地内、日向記念公園から南180メートルに位置した場所です。

案内図による説明。野尻大橋を渡り、県道川俣温泉川治線を650メートル進んだ左手に申請地があります。

公図による説明。申請地は1筆で、登記簿地目・現況ともに畑となっております。

現地はきれいに耕されています。譲受人は農地を適切に管理しており、家族1人で野菜を作付けしております。申請地は譲受人自宅・耕作地近くであり、購入後はトウモロコシ、大根、白菜の作付を行う予定です。下記干している農機具は耕運機1台、トラクター1台です。

以上、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。

続きまして、現地調査後の検討・協議の結果についてから報告願います。

(加藤英利農業委員挙手)

加藤英利農業委員

はい、加藤部会長。

売買による3条申請です。きれいに耕してありました。部会では許可相当と判断しましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに、現地調査後の部会の報告も終わりました。

ここで、遊休農地対策部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。

(「なし。」の声あり)

福田 絹江 議長

それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

福田 絹江 議長

挙手全員であります。

よって、番号5番は、原案のとおり許可することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号6番について、担当委員の報告を求めます。

(小倉政一推進委員挙手)

小倉政一推進委員

はい、小倉委員。

総会資料6ページです。わたくしは議案第47号の6番を担当しました。先ほど説明した5番の隣接地ですので、位置図、案内図説明を省略させていただきます。

公図のとおり、先ほどの5番と隣接しております。

以上のことにより、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許

可の要件をすべて満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

福田絹江議長 報告ありがとうございました。

加藤英利農業委員 次に、現地調査後の検討・協議の結果について、報告をお願いします。
（加藤英利農業委員挙手）

福田絹江議長 はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員 先ほどの隣接地です。部会では許可相当と判断しましたので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

福田絹江議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

福田絹江議長 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
（「なし。」の声あり）

福田絹江議長 それでは、採決に移ります。

福田絹江議長 番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
（全員挙手）

福田絹江議長 挙手全員であります。

福田絹江議長 よって、番号6番は、原案のとおり許可することに決しました。

福田絹江議長 日程第7、議案第48号「日光農業振興地域整備計画の用途区分変更について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。
（加藤英利農業委員挙手）

加藤英利農業委員 はい、加藤委員。

加藤英利農業委員 7ページをお開きください。わたしは議案第48号の1番を担当しました。

加藤英利農業委員 申出人、申出地等は資料のとおりです。

加藤英利農業委員 本申請は日光市湯西川地内におきまして、農業倉庫用地を目的とした用途区分変更申請です。

加藤英利農業委員 位置図による説明。湯西川地区センターから南西へ500メートルに位置した場所です。

加藤英利農業委員 案内図による説明。湯西川地区センターから西へ400メートル進み、左折して南へ200メートル、さらに西へ100メートル進んだところに申請地があります。

加藤英利農業委員 公図による説明。東側と西側と北側は畑、南側は道路です。登記簿地目は畑です。

加藤英利農業委員 申出人の子と行政書士が立ち会いました。畑の片隅に平屋建ての農業用倉庫68.33平方メートルを建てる案件です。各々に杭が打っており、道路敷きとの境があります。農機具だけを入れる倉庫です。敷地内砂利敷きで、水道は引かず、雨水敷地内浸透です。東側は奥の畑に入るために開けてあります。畑の一部が道路敷地となっています。当初戻すはずが、双方の同意で戻していないそうです。

加藤英利農業委員 用途区分変更することに問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

福田絹江議長 ありがとうございます。

福田絹江議長 次に、現地調査後の検討・協議の結果について、報告をお願いします。
（手塚幸子農業委員挙手）

手塚幸子農業委員 はい、手塚福部会長。

手塚幸子農業委員 ただいまの説明により、周りに及ぼす影響もないと思われまますので、

変更妥当と思われるので、部会では変更妥当と判断しました。ご審議
 お願いします。

福田絹江議長 ありがとうございます。
 報告並びに、現地調査後の、部会の報告も終わりました。
 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受け
 いたします。

(酒主学推進委員挙手)
 はい、酒主委員。
 倉庫の構造は何を予定していますか。
 事業計画書によりますと、軽量鉄骨造平屋建ての倉庫です。
 よろしいですか。

酒主学推進委員 はい。
 他に何かあれば、質問をお受けいたします。

福田絹江議長 (「なし。」の声あり。)
 それでは、採決に移ります。
 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙
 手を求めます。

福田絹江議長 (全員挙手)
 挙手全員であります。
 よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。

福田絹江議長 日程第8、議案第49号「農地法第4条の規定による許可後の事業計
 画変更について」を議題とし、番号1番について、事務局の説明を求め
 ます。

(鯉沼慶主査挙手)
 はい、鯉沼主査。
 鯉沼慶主査 総会資料8ページをお開きください。
 本申請は営農型太陽光発電設備を目的として令和4年12月20日付
 け日農委指令第4-9号で農地法4条の許可を受けた案件です。
 変更理由でございますが、価格高騰により当初の設備を見直したとこ
 ろ、架台を変更することになりました。
 その結果、支柱部分の面積が変わり、転用面積に変更が生じたもの
 です。

福田絹江議長 以上でございます。
 説明が終わりました。
 番号1番について、ご質問等ございましたらお受けいたします。

小池毅農業委員 (小池毅農業委員挙手)
 はい、小池委員。
 工期変更はないのですか。
 鯉沼慶主査 工期の変更はございません。
 福田絹江議長 他に何かありましたらお受けします。

神山守推進委員 (神山守委員挙手)
 はい、神山委員。
 福田絹江議長 課題変更ということだが、面積がかなり大きくなっている。
 鯉沼慶主査 面積の違いということでしょうか。
 元々は支柱が0.6平方メートルの太さの支柱300本、引き込み電
 柱0.14平方メートル分、合わせて0.74平方メートルの転用面積
 だった。架台本数を減らした分、太いパイプで支える必要が生じたため

福田絹江議長
神山守委員
鯉沼慶主査

に、大きくなっているようです。

ただいまの説明でご理解できたでしょうか。

パネルの強度の問題でしょうか。

支柱の合計面積が全部で2.93平方メートル、引き込み電柱が0.14平方メートルで、合計面積3.07平方メートルということで、事業者設計の図面が添付されており、問題ないとのことでした。

神山守委員
福田絹江議長

はい。

他に何かあれば、質問をお受けいたします。

(「なし。」の声あり。)

福田絹江議長

それでは、採決に移ります。

番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

福田絹江議長

挙手全員であります。

よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。

福田絹江議長

日程第9、議案第50号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について、事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主査挙手)

鯉沼慶主査

はい、鯉沼主査。

議案第50号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

総会資料は9ページの1番です。

この案件は、令和4年12月に農用地区域の変更妥当ということで決定を受けた案件です。今回、農用地区域の除外が済みましたので、4条申請がありました。

なお、事務局で7月12日に現地の撮影をしてきましたので、現況につきましては後ほどご説明いたします。

申請人及び申請地等は資料のとおりです。

位置図です。手岡公民館から北東650メートルに位置しております。

案内図です。手岡公民館から県道小来川・文挾・石那田線を道なりに1.4キロメートル進み、右折して700メートルのところに申請地があります。

公図です。申請地は2筆あり、登記簿地目は山林と畑、現況は田です。

周囲の状況は北側が宅地、東側が田、南側は道路、西側は宅地です。

申請理由ですが、現在息子夫婦は宇都宮市に住んでいますが、実家近傍に自己用住宅建築を計画しており、申出地を調査したところ、農振農用地部分があることなど判明いたしました。

今回、農振法の手続きが済みましたので農地転用と非農地証明願の手続きを行いたく申し出るものです。

土地利用計画ですが、農地転用に係る部分については、宅地への進入路を拡幅する計画です。

雨水は敷地内浸透処理します。給水、汚水・雑排水はありません。

総事業費は融資を受けて賄い、金融機関の融資見込証明が添付されております。

令和4年12月16日の現地調査の際の写真と7月12日に事務局で撮影した写真と比較しまして、現地は特に変化がなかったことをご報告いたします。

福田 絹江 議長

以上でございます。
説明が終わりました。
ご質問等ございましたらお受けいたします。
(「なし。」の声あり)

福田 絹江 議長

それでは採決に移ります。
番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

福田 絹江 議長

挙手全員であります。
よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。

福田 絹江 議長
鯉 沼 慶 主 査

次に、番号2番について、事務局の説明を求めます。
総会資料は9ページの2番です。
この案件は、令和4年12月に農用地区域の変更妥当ということで決定を受けた案件です。今回、農用地区域の除外が済みましたので、4条申請がありました。
なお、事務局で7月12日に現地の撮影をしてきましたので、現況につきましては後ほどご説明いたします。
申請人及び申請地等は資料のとおりです。
位置図です。日光市役所から南東2.3キロメートルに位置します。
案内図です。国道119号線の森友交差点を南へ400メートル進んだところに申請地があります。
公図です。登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況は北側が宅地、東側及び南側が道路、西側が畑です。
申請理由ですが、申出人は親と同居しておりますが、子供の成長に伴い手狭になったため、自己用住宅を建築したく申請するものです。
土地利用計画ですが、申請地に建築面積196.25平方メートルの平家建住宅と車両駐車スペースを設ける計画です。雨水は敷地内浸透処理とし、給排水は公共の上下水道を利用します。
資金計画ですが、総事業費は融資を受けて賄い、金融機関の融資見込証明が添付されております。
令和4年12月16日の現地調査の際の写真と7月12日に事務局で撮影した写真と比較しまして、現地は特に変化がなかったことをご報告いたします。

福田 絹江 議長

以上です。
説明が終わりました。
ご質問等ございましたらお受けいたします。
(「なし。」の声あり)

福田 絹江 議長

それでは採決に移ります。
番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

福田 絹江 議長

挙手全員であります。
よって、番号2番は、原案のとおり許可することに決しました。

福田 絹江 議長

日程第10、議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。
(村上隆推進委員挙手)

村上隆推進委員

はい、村上委員。

総会資料10ページをお開きください。わたしは議案第51号の1番を担当しました。

譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。

日光市瀬尾地内におきまして、売買により一般住宅を目的とした5条申請です。

申請地は、材木町交差点から北へ650メートルに位置します。

材木町交差点から北へ650メートル進み、右折して東へ150メートルほど進んだところに申請地があります。

公図によりますと、登記簿地目、現況ともに畑です。

周囲の状況は、東側は道路、西側は宅地、南側は道路、北側は水路です。

現地には譲渡人、譲受人、行政書士が立ち会いました。

申請地を一般住宅に使用する計画でくい打ちがなされていました。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は敷地内浸透処理とします。敷地内に砂利を敷く予定ですが、水路に砂利が落ちる恐れがあるため水路側に擁壁を作るとのことでした。建物と駐車スペースを設ける計画です。

以上のことから、周りにも影響がないと思われるので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について、報告願います。

(加藤英利農業委員)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

一般住宅を建てるための売買の5条申請です。部会では許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

福田絹江議長

それでは、採決に移ります。

番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

福田絹江議長

挙手全員でございます。

よって、番号1番について、原案のとおり許可することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号2番について、担当委員の報告を求めます。

(村上隆推進委員挙手)

はい、村上委員。

村上隆推進委員

総会資料10ページをご覧ください。わたしは、議案第51号2番を担当いたしました。

譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。

譲渡人の孫が譲受人になっています。

本申請は、瀬尾地内におきまして、贈与により一般住宅を目的とした5条申請です。

位置図です。今市警察署から北西へ400メートルに位置します。

案内図です。今市警察署北の交差点から西へ400メートル進み、右折して北へ100メートルほど進んだところに申請地があります。

登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況は、東側は青地・農道、西側は道路、南側は畑、北側は道路です。

現地には譲渡人、行政書士が立ち会いました。

申請地を一般住宅敷地として利用する計画で、給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は敷地内浸透処理とします。道路時期に公共上下水道が通っています。敷地内は砂利敷きです。

以前は田として利用されていたが、埋め戻して畑にして利用されていたそうです。

以上のことから、周りにも影響がないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について、報告をお願いします。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

贈与により一般住宅を建てる5条申請です。特段問題ないと考えますので、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。

報告並びに、現地調査後の、部会の報告も終わりました。

ここで、遊休農地対策部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。

(「なし。」の声あり。)

福田絹江議長

それでは、採決に移ります。

番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

福田絹江議長

挙手全員でございます。

よって、番号2番について、原案のとおり許可すること決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号3番について、担当委員の報告を求めます。

(柏木武推進委員挙手)

柏木武推進委員

はい。柏木武委員。

わたしは、総会資料11ページの議案51号の3番を担当しました。

本申請は今市本町地内におきまして、使用貸借により一般住宅を目的として転用する5条申請です。

貸人、借人及び申請地等は資料のとおりです。

位置図による説明です。申請地は、今市本町の日光市役所から東へ450メートルに位置します。

案内図による説明です。日光市役所から南東へ300メートル進み、北東へ入ったところに申請地があります。

登記簿地目、現況ともに畑です。

周囲の状況は東側は道路、西側は畑、南側は宅地、北側は雑種地です。

申請理由ですが、申請人は、今市本町のアパートに夫と子と暮らしています。子の成長に伴い手狭になったため、父親の所有する申請地を借りて、建築面積52.17平方メートルの住宅、駐車スペースを設ける予定です。

現地には貸人、行政書士が立ち会いました。

給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は砂利敷きにして、敷地内浸透処理とします。

以上のことから、周りに及ぼす影響は無いと考えられます。
 ご審議のほど、よろしく願いいたします。
 ありがとうございます。
 次に、現地調査後の検討・協議の結果について、報告をお願いします。
 (手塚幸子農業委員挙手)
 はい、手塚副部長
 ただいまの説明から、周りに及ぼす影響は無いと考えられますので、
 部会では変更妥当と審議に至りました。ご審議のほど、よろしく願い
 いたします。
 ありがとうございます。
 報告並びに、現地調査後の報告も終わりました。
 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受け
 いたします。
 (「なし。」の声あり。)
 それでは、採決に移ります。
 番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙
 手を求めます。
 (全員挙手)
 挙手全員でございます。
 よって、番号3番について、原案のとおり許可すること決しました。
 続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。
 (柏木武推進委員挙手)
 はい、柏木委員。
 引き続き報告します。わたしは総会資料11ページの議案51号の4
 番を担当しました。
 本申請は、日光市千本木地内におきまして、売買により一般住宅を目
 的として転用する5条申請です。
 譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。
 位置図による説明です。申請地は、今市高等学校から南へ400メー
 トルに位置します。
 今市高等学校から南西へ100メートル進み、左折して南へ300メ
 ートルほど進んだところに申請地があります。
 公図です。申請地は2筆で、登記簿地目、現況ともに畑です。
 周囲の状況は東側は雑種地、西側は宅地、南側は道路、北側は水路で
 す。
 申請理由は、申請人は現在、平ヶ崎に住んでおりますが、今般申請地
 を譲り受け独立し、住宅を建築し永住したく申請するものです。
 建築面積82.81平方メートルの平家建て住宅と駐車スペースを設
 ける予定です。
 現地には譲渡し人、行政書士が立ち会いました。
 西側は擁壁を建てる予定です。給水は市水道を利用し、汚水・雑排水
 は合併浄化槽を設ける計画です。敷地内砂利敷きで、雨水は敷地内浸透
 処理とします。
 隣接地が2年ほど前に農地転用の許可をもらっているとのこと。
 以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われますので、ご審議
 のほどよろしく願いいたします。
 ありがとうございます。

福田 絹江 議長

それでは、次に、現地調査後の検討・協議の結果について、報告お願いいたします。

(手塚幸子農業委員挙手)

手塚幸子農業委員 はい、手塚副部長。

ただいまの説明のとおり、所有権移転による売買での申請です。以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われまますので、部会としては変更妥当と思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

福田絹江議長 報告並びに、現地調査後の報告も終わりました。

遊休農地対策部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。

(「なし。」の声あり。)

福田絹江議長 それでは、番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

福田絹江議長 挙手全員でございます。

番号4番について、原案のとおり許可すること決しました。

福田絹江議長 日程第11、議案第52号「非農地証明願について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(柏木武推進委員挙手)

柏木武推進委員 はい、柏木委員。

総会資料は12ページをお開きください。わたしは、議案52号の1番を担当しました。

本申請は、日光市七里地内において河川敷き及び山林として利用している案件です。

願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。

位置図による説明。願出地は、七里地内、野口小学校から南西約1.3キロメートルに位置した場所です。

案内図による説明。旧日光市のクリーンセンター跡地の付近に願出地があります。

公図による説明。登記簿地目は田です。現状は河川と田です。

周囲の状況は、南側が行川河川、北・東及び西側が山林です。

申請理由ですが、願出地は、40年以上前から行川河川敷及び山林として利用し、現在に至っております。

現地には願出人が立ち会いました。

昭和51年撮影の空中写真が添付されておりますので、40年以上経過しております。

周囲は山林で田にはならない状況です。

以上、証明することに問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

福田絹江議長 ありがとうございます。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について、報告お願いいたします。

(手塚幸子農業委員挙手)

手塚幸子農業委員 はい、手塚副部長。

現地は山であり、田ではありません。

証明することに問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

福田絹江議長 報告並びに、現地調査後の報告も終わりました。
遊休農地対策部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。

福田絹江議長 (「なし。」の声あり)
それでは、番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

福田絹江議長 (全員挙手)
挙手全員でございます。
よって、番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

福田絹江議長 次に、番号2番について、担当委員の報告を求めます。
(手塚幸子農業委員挙手)

手塚幸子推進委員 はい、手塚委員。
わたしは議案第52号の2番を担当しました。
本申請は、日光市小代地内において宅地として利用している案件です。
位置図による説明です。願出地は、小代地内、落合中学校から南西210メートルに位置した場所です。
案内図による説明です。落合中学校から小代駅方面へ120メートル進み、左折して50メートルのところに願出地があります。
公図による説明です。登記簿地目は畑です。現況は宅地です。
土地利用計画図による説明。周囲の状況は、東側が道路、西側が畑と宅地、南側及び北側が宅地です。
現地には願い出人の代理人が立ち会いました。
願出地は、平成8年に物置を建築し、宅地として利用し、27年以上が経過しています。草が茂り、雑種地のようになっていますが宅地として利用しています。
証明することに問題はないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

福田絹江議長 ありがとうございます。
それでは、現地調査後の検討・協議の結果について、報告お願ひします。

加藤英利農業委員 (加藤英利農業委員挙手)
はい。加藤部会長。
建物登記事項証明書が添付されています。平成8年に物置が建築され現在に至ります。部会としては、証明妥当と考えましたので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

福田絹江議長 ただいま、報告並びに、現地調査後の部会の報告も終わりました。
ここで、遊休農地対策部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。

小池毅農業委員 (小池毅農業委員挙手)
はい、小池委員。
建物登記事項証明書は見られますか。
小池毅農業委員、斎藤敏夫農業委員が建物登記事項証明書を確認。

福田絹江議長 建物登記事項証明書を確認いただきました。他に確認したい方は、議事終了後にご確認ください。
他に何かありましたらお受けします。

福田絹江議長 (「なし。」の声あり)
それでは、番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

福田絹江議長 (全員挙手)
挙手全員でございます。
番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

福田絹江議長 次に、番号3番について、担当委員の報告を求めます。
(大島一比古推進委員挙手)
はい、大島委員。
大島一比古推進委員 総会資料は12ページをご覧ください。わたしは議案第52号の3番を担当しました。
本申請は、日光市土沢地内において山林として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。
位置図による説明です。願出地は、土沢地内、土沢十文字から南へ670メートルに位置した場所です。
案内図による説明です。土沢十文字から南へ730メートル進み、左折して270メートルのところに願出地があります。
公図による説明です。登記簿地目は畑、現況は山林です。
周囲の状況は、東側が公衆用道路、西側及び南側が田、北側が山林です。
立会人として、ハウスメーカーの担当者が立ち会いました。ポールが立ててあり、一部に他者所有の山林があります。
森林組合による30年以上前の森林現況証明書が添付されており、雑木等、杉・ヒノキが繁茂しています。
以上、証明することに、問題ないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

福田絹江議長 ありがとうございます。
それでは、現地調査後の検討・協議の結果について、報告をお願いします。

手塚幸子農業委員 (手塚幸子農業委員挙手)
はい。手塚副部長。
ただいまの説明のとおり、現地は山林でした。部会では証明妥当と思われまので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

福田絹江議長 ありがとうございます。
報告並びに、現地調査後の部会の報告も終わりました。
ここで、遊休農地対策部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。

福田絹江議長 (「なし。」の声あり)
それでは、番号3番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

福田絹江議長 (全員挙手)
挙手全員でございます。
番号3番について、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

福田絹江議長 次に、番号4番については、事務局の説明を求めます。
(吉澤喜代子係長挙手)
はい、吉澤係長。

吉澤喜代子係長

総会資料13ページをお開きください。議案第52号の4番についてご説明いたします。

この案件は昨年12月に農用地区域の変更妥当ということで決定を受けた案件です。今回、農用地区域の除外が済みましたので、非農地証明願がありました。

本申請は、日光市手岡地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。

位置図による説明です。願出地は、手岡公民館から北東650メートルほどの場所に位置します。

案内図による説明です。手岡公民館から県道小来川・文挾・石那田線を道なりに1.4キロメートル進み、右折して700メートルのところに申請地があります。

公図による説明です。4筆ございますが、登記簿地目は山林と畑、現況は宅地です。周囲の状況ですが、北側が宅地と原野、東側が田、南側は田と道路、西側は田と宅地です。

願出地は48年以上前から物置・納屋が建築されて以来宅地として利用され現在に至っております。

昭和50年撮影の空中写真が添付されておりますので、48年以上経過しております。

令和4年12月16日の現地調査の際に撮影したものと令和5年7月12日に事務局で撮影したもので、現地は特に変化がないことをご報告いたします。

以上のことから証明することについては問題がないかと思われまのでご審議の程よろしく願いいたします。

福田絹江議長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたらお受けいたします。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池委員。

小池毅農業委員

435-7と435-8の山林は証明する必要はないのではないのでしょうか。

吉澤喜代子係長

ご指摘のとおりで、登記簿地目が畑の部分のみの証明となります。

福田絹江議長

他に質問はございませんか。

(「なし。」の声あり)

福田絹江議長

それでは採決に移ります。

番号4番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

福田絹江議長

挙手全員であります。

よって、番号4番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号5番について担当委員の報告を求めます。

(柏木武推進委員挙手)

はい、柏木委員。

柏木武推進委員

わたしは、総会資料は13ページ、議案第52号の非農地証明願の5番を担当しました。

本申請は、日光市瀬川地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。

位置図による説明です。願出地は、瀬川地内、今市浄水場から南90

メートルに位置した場所です。

案内図による説明です。国道119号線を西へ進み、今市浄水場を過ぎたところを左折し、突き当りを左折して70メートル進み、右折して50メートルのところに願出地があります。

公図による説明です。登記簿地目は田、現況は宅地です。

周囲の状況は、西側及び南側が宅地、東側及び南側が道路です。

願出地は、昭和53年に居宅、平成16年に物置を新築し、宅地として一体的に利用し、現在に至っております。

現地には行政書士が立ち会いました。

建物評価証明書が添付されており、居宅は45年以上経過しており問題ないと考えます。

証明することに、問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について報告願います。

(手塚幸子農業委員挙手)

はい、手塚副部長。

手塚幸子農業委員

見てのとおり田ではなく宅地となっており、証明することに問題ないと判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

(「なし。」の声あり)

福田 絹江 議長

番号5番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

福田 絹江 議長

挙手全員であります。

よって、番号5番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

福田 絹江 議長

日程第12、議案第53号「農業経営基盤強化促進法19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(永吉和彦副主幹挙手)

はい、永吉副主幹。

永吉和彦副主幹

議案第53号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について、ご説明いたします。

本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。

今月は、『所有権移転』と『利用権設定』の案件がございます。

ではまず、所有権移転の案件になります。

総会資料は14ページとなります。

今月の件数は2件で、面積合計は8筆で7,907平方メートルとなります。

「譲渡人」・「譲受人」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。

次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は15ページになります。件数は3件、面積合計は4筆で13,488平方メートルとなります。

内訳は、申請のすべてが日光市農業公社扱いの案件で、3件とも新規となっております。

「設定をする者（貸人）」・「設定を受ける者（借人）」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長 説明が終わりました。
それでは、質問がございましたらお受けします。
（「なし。」の声あり）

福田絹江議長 それでは質疑を終結し、採決いたします。
議案第53号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
（全員挙手）

福田絹江議長 挙手全員であります。
よって、議案第53号は、原案のとおり決定することに決しました。

福田絹江議長 日程第13、議案第54号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
（永吉和彦副主幹挙手）

永吉和彦副主幹 はい、永吉副主幹。
議案第54号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について、ご説明いたします。

本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議を求められています。
総会資料は16ページになります。
件数は1件で、1筆で476平方メートルとなります。
「設定をする者（貸人）」・「設定を受ける者（借人）」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。

福田絹江議長 以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。
説明が終わりました。
それでは、ご質問等ございましたらお受けいたします。
（「なし。」の声あり）

福田絹江議長 それでは採決に移ります。
議案第54号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
（全員挙手）

福田絹江議長 挙手全員であります。
よって、議案第54号については、原案のとおり決定することに決しました。

福田絹江議長 以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。ありがとうございました。
これをもちまして、令和5年6月 日光市農業委員会総会を閉会いた

します。

閉会 午後4時55分